

(3) 急病時の対応等の相談体制の充実及び県民意識の啓発

①	休日・夜間等の子どもの急病等に関する相談体制（#8000）の確保及び普及啓発
②	子どもの健康を日頃から見守る「かかりつけ医」の普及啓発
③	乳幼児健診等の機会を通じた子どもの急病時における救急対応についての基礎的な知識の普及及び時間内受診に対する理解と協力の啓発

(4) 小児在宅医療の医療提供・連携体制の構築

①	小児科医や歯科医師、薬剤師、看護師等の地域の実情に応じた多職種連携の推進
②	小児在宅医療を支える多様な人材の確保及び育成

(5) 医療的ケア児や保護者に対する支援体制の確保

【再掲：第4章第3節 1 障がい保健対策】

①	「医療的ケア児等コーディネーター」の養成など、医療的ケア児等に関する相談支援体制の充実
②	小児科医等の在宅医療実技講習会などの実施による専門的な知識を有する人材の確保の推進
③	医療的ケア児等の保護者の負担軽減のため、各地域における短期入所施設等の支援体制構築の促進

(6) 児童・思春期精神疾患、発達障がいへの対応 【再掲：第4章第2節 5 精神疾患】

①	児童生徒や保護者、教師等を対象とした思春期精神保健診療相談の実施など学校保健等との連携による相談体制の充実
②	医師や看護師等の養成研修の実施など発達障がいの早期診断・早期治療の推進

5. 目 標

指 標	現 状	目 標
子ども救急医療電話相談の応答率	51.4% (令和4年度)	⇒ 84.0%以上 (令和11年度)
小児人口当たり時間外外来受診回数（0歳～15歳未満・レセプト件数）	45,255件 (令和3年度)	⇒ 45,255件以下 (令和11年度)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	10か所 (令和4年度)	⇒ 27か所 (令和11年度)
小児死亡率（小児人口千人当たり）	0.21 (令和4年度)	⇒ 0.18以下 (令和11年度)